

昭和用排水土地改良区

地区除外手続 必要書類等について

- ① 「農地転用等の通知書」 1 通作成
- 位置図（1/2,500～1/10,000）と農地転用等をする土地の登記事項証明書の写しを添付してください
 - 地区担当総代の署名押印が必要です
- ② 「誓約書」 1 通作成
- ③ 「意見書」 2 通作成
- 手数料は必要ありません
- ④ 「地区除外申請書」 1 通作成
- ⑤ 転用決済金 書類の提出時に、現金で納付
- 転用決済金は、お釣りの無い様に御用意願います
 - 1 平方メートルあたり 100 円

（お願い）

- 1) 当土地改良区の受益地は木津用水土地改良区の受益地と重複している場合があります。したがって、木津用水土地改良区での手続きも必要となる場合がありますので、必ず木津用水土地改良区にご確認ください。
- 2) 農地転用等をする土地にかんがい用の給水栓が設置してあるか窓口でお尋ねします。また、かんがい用の給水栓の移設・撤去費用は、申請者のご負担となりますので、必ず事前に現地の確認をお願いします。



一筆分水栓（給水栓）

【木津用水土地改良区の連絡先】

住所 愛知県小牧市中央一丁目 346 番地
電話 0568-72-3911
FAX 0568-75-6298

農地転用等の通知書

このたび下記の土地について農地法第○条第○項第○号の規定による~~(許可の申請)~~、**届出**にあたり昭和用排水土地改良区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申し入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付します。

押印してください

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

申請日の日付印を事務局にて押印します。

転用組合員

① 住所 愛知県江南市赤童子町大堀90番地
氏名 江南 太郎 (印)

転用関係者

② 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
氏名 愛知 花子 (印)

事務所住所

申請代理人

電話番号

③ (印) 職印

昭和用排水土地改良区理事長 殿

記

1. 土地

市町名	字名	地番	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	転用予定日
江南市	小折本町柳橋	24番2	田	田	352 m ²	352 m ²	住宅建築	令和○○年○○月○○日
丹羽郡扶桑町	大字柏森字花立	4番	田	田	663 m ²	663 m ²	住宅建築	令和○○年○○月○○日
		番	田		m ²	m ²		

2. 位置図 (1/2,500 ~ 1/10,000)

3. 農業委員会 (県知事)に

4. 誓約書

(1/2,500 ~ 1/10,000)

(県知事)に

転用許可申請書
転用届出書

※謄本の写し

提出しようとする日 令和 年 月 日

④ 上記確認済
地区担当総代 (印)

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあつては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

～(様式第1号)農地転用等の通知書 作成にあたり注意していただきたいこと～

- ①について 現所有者の氏名・住所を記入し、押印してください。
現所有者と当土地改良区の組合員氏名が異なる場合は、組合員資格得喪通知書の提出が必要となりますので
事前にお尋ねください。
- ②について 農地法第4条に係る場合は記入しないでください。農地法第5条に係る場合は、譲受人の氏名・住所を記入し、押印して
ください。
- ③について 行政書士等が申請代理人として手続きを行う場合は、事務所住所・申請代理人氏名・連絡先電話番号を記入し職印を
押印してください。
- ④について 事前に、農地転用等をする土地を担当する総代から承認を受け、署名・押印をいただいでください。

「1.土地」の欄について

農地転用等をする土地の所在、地目、地積、及び転用する面積、転用目的、転用予定日を記入してください。欄が足り
ない場合は別紙に記入して合綴して提出していただいても構いません。

添付書類について

- 2.位置図：農地転用等をする土地の位置を示した図面。(住宅地図等でも構いません。
謄本の写しについては、農地転用等をする土地の登記事項証明書の謄本(分筆して農地転用等をする場合は分筆
後のもの)のコピー。
- 4.誓約書：必ず添付してください。

その他ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出しました農地転用等の通知に関し、下記事項を遵守、履行することを誓約します。

記

- 1 地区除外する土地に存する土地改良施設は、貴土地改良区の指示に従い、当方の責任、負担において撤去・移設あるいは防護など必要な処置をすること。
- 2 地区除外する土地の造成・建築等の際に農業用水管を横断又は水路敷地を使用する場合は、別途貴土地改良区に協議し、指示に従うこと。
- 3 地区除外する土地付近に土地改良施設がある場合、別途貴土地改良区に協議し、これに負担がかからないよう配慮して造成・建築等を行うこと。
- 4 転用組合員又は転用関係者は貴土地改良区^の指示に従い、事業活動に伴い生ずる水質汚濁、土壌汚染等防止のため必要な処理方法を講ずること。
- 5 土地改良施設に損傷を与えた場合は、貴土地改良区の指示に従い当方の責任・負担において速やかに修復すること。
- 6 排水については特に留意し、その放流に起因して土地改良施設及び農作物等に被害を及ぼしたときは、その責を負うこと。また、塵芥汚物等を用水路に投棄しないこと。
- 7 貴土地改良区の賦課金滞納額及び地区除外処理規程による決済金は、貴土地改良区の決定額を異議なく承諾し納付すること。
- 8 貴土地改良区の事業の施行に関し、一切の異議申し立てをしないこと。
- 9 その他、貴土地改良区及び理事・総代の指示に従うこと。

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申請日の日付印を事務局にて押印します。

転用組合員

住

所

① 愛知県江南市赤童子町大堀90番地

氏

名

江南 太郎 印

転用関係者

住

所

② 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏

名

愛知 花子 印

昭和用排水土地改良区理事長 殿

～(様式第1号 添付書類) 誓約書 作成にあたり注意していただきたいこと～

①について

現所有者の氏名・住所を記入し、押印してください。

②について

農地法第4条に係る場合は記入しないでください。農地法第5条に係る場合は、譲受人の氏名・住所を記入し、押印してください。

その他ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

意見書

下記の土地に係る農地法第〇条の許可申請について、本土地改良区の意見は下記のとおりです。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請日の日付印を事務局にて押印します。

昭和用排水土地改良区理事長 江端 義人

記

1. 通知者

① 住所 愛知県江南市赤童子町大堀90番地
転用組合員 氏名 江南 太郎

② 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
転用関係者 氏名 愛知 花子

2. 土地

市町名	字名	地番	地目	用途	面積	転用面積	転用目的	転用予定日
江南市	小折本町柳橋	24番2	田	田	352 m ²	352 m ²	住宅建築	令和〇〇年〇〇月〇〇日
丹羽郡扶桑町	大字柏森字花立	4番	田	田	663 m ²	663 m ²	住宅建築	令和〇〇年〇〇月〇〇日
		番	田		m ²	m ²		

3. 意見

農地転用等に伴う措置(規程第3条)については、通知者より提出があった誓約書の厳守を条件に、本土地改良区としてはさしつかえない。

～(様式第2号)意見書 作成にあたり注意していただきたいこと～

①について 現所有者の氏名・住所を記入してください。

②について 農地法第4条に係る場合は記入しないでください。農地法第5条に係る場合は、譲受人の氏名・住所を記入してください。

「2.土地」の欄について

農地転用等をする土地の所在、地目、地積、及び転用する面積、転用目的、転用予定日を記入してください。欄が足りない場合は別紙に記入して合綴して提出していただいても構いません。

その他ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。

地区除外申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日 通知に係る土地につき、令和〇〇年〇〇月〇〇日 以降これを転用するので
土地改良区の地区から除外されたく申請する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請日の日付印を事務局にて押印します。

押印してください

①住所 愛知県江南市赤童子町大堀90番地
転用組合員 氏名 江南太郎 印

②住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
転用関係者 氏名 愛知花子 印

③
事務所住所
申請代理人 職印
電話番号

昭和美排水土地改良区理事長 殿

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署すること。

～(様式第3号) 地区除外申請書 作成にあたり注意していただきたいこと～

- ①について 現所有者の氏名・住所を記入し、押印してください。
- ②について 農地法第4条に係る場合は記入しないでください。農地法第5条に係る場合は、譲受人の氏名・住所を記入し、押印してください。
- ③について 行政書士等が申請代理人として手続きを行う場合は、事務所住所・申請代理人氏名・連絡先電話番号を記入し、職印を押印してください。

その他ご不明な点がございましたら、事務局にお問い合わせください。